

コンピュータ教室等リプレイス事業に係る公募型プロポーザル実施要領

コンピュータ教室等リプレイス事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

コンピュータ教室及び事務コンピュータは、平成29年度にリプレイスを実施し令和4年度で更新から5年を迎える。コンピュータ教室及び事務コンピュータを構成する端末及びサーバ等の保守も期限切れを迎えるため、安心・安全な授業展開及び事務業務推進を目的としてリプレイスを実施する。

併せて、現在のコンピュータ教室の構成（G201・G202・B203）を、新棟（情報棟）が完成したことにより、新たな構成（G201・G202・H102）に変更して、学生の自主的・主体的な学びに寄与できる学修環境の構築を目指すことを目的とする。

尚、この事業は5年間のリース契約にて実施する。

第2 業務概要

1 業務名 コンピュータ教室等リプレイス事業

2 業務内容

- (1) 既設棟コンピュータ教室（G201・G202）リプレイス
- (2) 新棟コンピュータ教室（H102）新設（現B203廃止）
- (3) 職員用事務コンピュータリプレイス

3 履行期間 契約締結日から令和4年9月30日まで

4 見積価格上限額等

この業務に係る見積価格上限額（5年間リース料総額）は128,774,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、積算にあっては見積価格上限額の範囲内とすること。

第3 担当部署

〒066-8655 千歳市美々758番地65

公立大学法人公立千歳科学技術大学 事務局 情報・メディア課

電話 0123-27-6014

FAX 0123-27-6030

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和3・4・5・6年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。登録が無い場合は、参加表明書提出時に次に掲げる事項の書類を提出すること。
 - ① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 直近年度の財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑥ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) これまで本学のコンピュータ教室リプレイスやネットワークに関する工事等のプロポーザルに参加した実績があり、本学の状況に精通しているもの

第5 説明会

企画提案書の作成等について、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 説明会の日時及び場所

令和4年5月30日（月）午後1時30分
公立千歳科学技術大学事務棟2F大会議室

第6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 令和3・4・5・6年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書面の写し。登録が無い場合、本要領第4の(1)に掲げる書類

(2) 提出期限 令和4年6月10日（金）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年6月13日（月）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。

併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により理事長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和4年6月20日（月）まで（午前10時から午後4時まで）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。

(3) 理事長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年6月22日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 本学の教育活動の活性化に関する項目

記載して欲しい内容例

ア 本学の教育の特色（有線・無線）を理解しているか

イ 全学必携でのBYOD環境への具体的・柔軟な対応をどう実現するか

ウ 本学のオンライン教育（授業外含む）の利用イメージをどこまで具体的に想定しているか。

(2) 5年間の保守及び運用体制に関する項目

記載して欲しい内容例

ア (1)の教育活動を意識した上で、具体的に記述されているか

イ 導入体制図、運用体制図、担当者のこれまでの実績、トラブル発生時の対応に対する社内体制図等

(3) 仕様書に記載されている項目以上の内容もしくは独自の工夫に関する項目

ア 本学提示の仕様書以上の内容があればその点について、説明すること。

イ 貴社独自の取り組み等があればその点について、説明すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書提出届（様式9）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙（会社概要、実績等）（任意様式又は指定様式）

(2) 業務に係る事業費積算内訳（任意様式又は指定様式）

3 記入上の注意事項

(1) 解りやすい平易な表現を用いること

(2) 専門用語には解説を付けること

(3) 見積価格の内訳が判るように記載すること

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和4年6月23日（木）午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によること。

(4) 提出部数 9部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務

に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、本学に帰属すること。

- (2) 本学は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式5）

イ 提出期間 令和4年6月17日（金）までの休日を除く、午前10時から午後4時まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、e-mailにより提出すること。

- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、e-mailにより回答するものとする。また、本学ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、コンピュータ教室等リプレイス事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 30 分、質疑 20 分の計 50 分とする。

イ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて 3 名までとする。

ウ スクリーン及びプロジェクターは本学が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

令和 4 年 6 月 28 日（火）に実施することとし、時間については第 5 で示した企画提案書提出依頼時に併せて通知する。

3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 本学の教育活動の活性化に関する項目（配点 30 点）

(2) 企画提案書・プレゼンテーションに関する項目（配点 20 点）

(3) 5 年間の保守及び運用体制に関する項目（配点 30 点）

(4) 見積価格に関する項目（配点 20 点）

4 受注候補者の特定

審査委員会において、3 の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、審査委員会の審議により候補者を特定するものとする。

5 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により理事長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内までの休日を除く、午前10時から午後4時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。

- (3) 理事長は、(2)の説明を求められたときは、(2)の通知を受け取った日の翌日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者及び評価点数
- (2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）
- (3) 受注候補者の特定理由

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。契約は、本学、受注予定者、リース会社によるリース契約とする。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書

面により理事長の承諾を得なければならない。

- 6 物品の調達や再委託が必要な場合は、千歳市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
説 明 会	令和4年5月30日（月）午後1時30分
参 加 表 明 書 の 提 出	令和4年5月20日（金）から 令和4年6月10日（金）まで
参加資格要件確認結果 通知及び企画提案書提出依頼	令和4年6月13日（月）
質 問 書 の 受 付	令和3年5月20日（金）から 令和4年6月17日（金）まで なお、質問の回答は随時行う
企 画 提 案 書 の 提 出	令和4年6月23日（木）まで
プレゼンテーション	令和4年6月28日（火）
企画提案書審査結果の 通知	令和4年7月 1日（金）予定
契 約 締 結	令和4年7月15日（金）予定